

水戸市工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程(平成6年水戸市規程第5号。以下「規程」という。)第23条(同規定第34条において準用する場合を含む。)の規定により落札を保留した入札に係る調査及び審査(以下「低入札価格調査等」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(低入札価格調査の対象)

第2条 低入札価格調査は、契約予定価格が5,000万円以上の工事(規程第2条第10号に規定する工事をいう。以下同じ。)又は総合評価方式を適用する工事に係る入札を執行した場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)に満たないときに実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に工事をする必要がある場合において市長が特に認めたときは、この限りでない。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

2 前項の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、当該割合が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。

(1) 公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出した建築工事(電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。) 次に掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に直接工事費の額の100分の10の額を加えた額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出した昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 次に掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に100分の80を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に直接工事費の額の100分の20の額を加えた額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

(3) 公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出した工事以外の工事 次に掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 100 分の 68 を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、予定価格の算出の基礎となった工事が特別なものである工事に係る割合は、予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約検査課長が定める割合とする。

4 契約検査課長は、前 3 項の規定により調査基準価格を定めた場合は、予定価格を記載した書類に併記しなければならない。

(低入札価格調査等の実施の宣言等)

第 4 条 入札執行者は、低入札価格調査等を実施しようとするときは、入札参加者に対し落札を保留し、及び低入札価格調査等を実施する旨を宣言し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項ただし書の規定により、低入札価格調査等を実施した後落札者を決定する旨及びその結果を後日通知する旨を告げて入札を終了するものとする。

2 入札執行者は、前項の規定により入札を終了したときは、直ちに契約検査課長に報告しなければならない。

(低入札価格調査等の実施)

第 5 条 契約検査課長は、前条の報告を受けた場合は、最低価格入札者に対し、期限を指定して次の各号に掲げる事項に係る資料の提出を求めるとともに、事情聴取その他必要な調査を行うものとする。

- (1) 当該価格での入札が可能となった理由
- (2) 入札価格の積算内訳（工事費内訳書）
- (3) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (6) 手持資材の状況
- (7) 資材購入先及び当該購入先と調査対象者の関係
- (8) 手持機械数の状況
- (9) 労務者の具体的調達の見通し
- (10) 建設副産物の処理に関する状況
- (11) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (12) 経営の状況（経営事項審査結果通知書等）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(入札審査会への報告)

第 6 条 契約検査課長は、前条の規定により低入札価格調査等を実施したときは、入札審査会（規程第 40 条に規定する水戸市建設工事等入札審査会をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

(審査及び判定)

第 7 条 入札審査会は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するものとする。

2 入札審査会は、前項の規定による審査の結果、最低価格入札者が契約の内容に適合した履行ができると認めるときは落札の決定をし、契約の内容に適合した履行ができないと認めるときは当該最低価格入札者を失格とする。

(失格基準価格)

第8条 前条の規定にかかわらず、公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出した建築工事のうちその工種が造園工事、舗装工事、建具工事、防水工事、塗装工事等で単独の工種であるもの(以下この条において「単独の工種の建築工事」という。)又はその工種が解体工事である工事に係る入札の最低価格入札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該最低価格入札者を失格とする。

(1) 入札額が、当該入札に係る工事の予定価格に第3条第2項又は第3項の規定により算出した割合を乗じて得た額に次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ定める割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じた時は、当該額を切り捨てた額)に満たない場合

ア 単独の工種の建築工事 10分の8

イ その工種が解体工事である工事 10分の7

(2) 最低価格入札者から提出された当該入札に係る工事の工事費内訳書における直接工事費の額が、当該入札に係る工事の予定価格における直接工事費の額(第3条2項第1号に掲げる工事にあつては直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額)に次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じた時は、当該額を切り捨てた額)に満たない場合

ア 単独の工種の建築工事 100分の75

イ 前号イに掲げる工事 2分の1

2 前条の規定にかかわらず、単独の工種の建築工事及びその工種が解体工事である工事以外の工事に係る入札の最低価格入札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該最低価格入札者を失格とする。

(1) 最低価格入札者から提出された当該入札に係る工事の工事費内訳書における直接工事費の額が、当該入札に係る工事の予定価格における直接工事費の額(第3条第2項第1号に掲げる工事にあつては直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額、同項第2号に掲げる工事にあつては直接工事費の額に100分の80を乗じて得た額)に次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じた時は、当該額を切り捨てた額)に満たない場合

ア その工種が土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、造園工事又は建具工事である工事 100分の90

イ その工種が電気工事、管工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、さく井工事、水道施設工事、消防施設工事又は清掃施設工事である工事 100分の75

(2) 最低価格入札者から提出された当該入札に係る工事の工事費内訳書における共通仮設費の額が、当該入札に係る工事の予定価格における共通仮設費の額に次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じた時は、当該額を切り捨てた額)に満たない場合

ア 前号アに掲げる工事 100分の80

イ 前号イに掲げる工事 100分の80

(3) 最低価格入札者から提出された当該入札に係る工事の工事費内訳書における現場管理費の額が、当該入札に係る工事の予定価格における現場管理費の額(第3条第2項第1号に掲げる工事にあつては現場管理費の額に直接工事費の額の100分の10の額を加えた額、同項第2号に掲げる工事にあつては現場管理費の額に直接工事費の額の100分の20を加えた額)に次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じた時は、当該額を切り捨てた額)に満たない場合

ア 第1号アに掲げる工事 100分の80

イ 第2号イに掲げる工事 100分の80

(4) 最低価格入札者から提出された当該入札に係る工事の工事費内訳書における一般管理費の額が、当該入札に係る工事の予定価格における一般管理費の額に次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じた時は、当該額を切り捨てた額)に満たない場合

ア 第1号アに掲げる工事 100分の30

イ 第2号イに掲げる工事 100分の30

(入札参加者への周知)

第9条 工事の入札を執行するときは、公告及び指名通知書にあらかじめ必要に応じて次の各号に掲げる事項を記載し、入札参加者に対して周知させるものとする。

(1) 本要領に基づく低入札価格調査等の適用があること。

(2) 調査基準価格が設定されていること。

(3) 価格による失格の基準が適用されること。

(4) 調査基準価格を下回る価格で入札した者は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。

(5) 前号の最低価格入札者は、入札後に行われる低入札価格調査等に関する事情聴取に協力すべきこと。

(6) 工事費内訳書の提出が必要であること。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

この要領は、平成20年11月10日から施行する。

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、令和元年8月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る低入札価格調査等について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る低入札価格調査等については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び第8条の規定は、令和2年8月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る低入札価格調査等について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る低入札価格調査等については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和5年1月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る低入札価格調査等について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る低入札価格調査等については、なお従前の例による。